

令和 8 年度 第 2 回岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和 8 年 7 月 7 日（火） 午前10時00分～午前11時02分

2 場 所

盛岡第 2 合同庁舎 3 階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、横山委員

（欠席委員：植村委員）

（労働者代表委員）小菅委員、佐々木委員、中村委員、山田委員

（欠席委員：小林委員）

（使用者代表委員）小笠原委員、藤田委員、松川委員、宗形委員

（欠席委員：工藤委員）

（事務局）川又労働局長、小川労働基準部長、高橋賃金室長、畠山賃金室長補佐、
鈴木賃金調査員

4 議 事

（1）岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）

（2）岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

（3）その他

○齋藤会長

それでは、審議会を開始いたします。最初に、本日の審議会委員の出席状況について、事務局から報告願います。

○事務局 賃金室長補佐

本日の審議会委員の出席状況についてご報告いたします。本日は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 4 名が出席しており、定足数を満たしておりますので、最低賃金審議会令第 5 条 2 項の規定により審議会として成立しておりますことをご報告いたします。

○齋藤会長

次に、事務局から新たに選任された委員を報告してください。

○事務局 賃金室長補佐

資料№ 1 「第 58 期岩手地方最低賃金審議会委員名簿」を御覧ください。使用者代表委員の瀬川委員が退任をされ、岩手県中小企業団体中央会専務理事の小笠原委員が就任されたことをご報告いたします。

○齋藤会長

それでは、新たに就任されました小笠原委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

（小笠原委員から就任の挨拶がなされた。）

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは、議題に入りますが、議題に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。審議会運営規程第7条により、公益委員は会長の私が署名いたしますが、労働者代表委員は佐々木委員、使用者代表委員は小笠原委員にお願いいたします。議事録の署名については、別途事務局からお願いいたします。

（１）岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）

○齋藤会長

それでは、議題に入ります。議題（１）「岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）」です。本日、岩手労働局長より岩手地方最低賃金審議会に対し、岩手県最低賃金の改正決定について諮問があります。

〈岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）〉

岩手労働局長から齋藤会長に、岩手県最低賃金の改正決定について、諮問文が手交された（最低賃金法第12条「地域別最低賃金の改正等」）。

○齋藤会長

ただいま諮問を受け取りました。

○事務局 賃金室長補佐

それでは、川又局長から一言ご挨拶させていただきます。

（川又局長から挨拶を行った。）

○齋藤会長

それでは、諮問について事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

それでは、ご説明させていただきます。

このたびの諮問は、最低賃金法第12条の規定に基づき、岩手地方最低賃金審議会に岩手県最低賃金の改正について調査審議をお願いするものです。

最低賃金法第12条では、「都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、改正又は廃止の決定をしなければならない。」と規定しております。本日、現行の岩手県最低賃金の改正に関する諮問を行ったところですが、その背景等についてご説明させていただきます。

まず、岩手県の経済状況についてでございます。岩手県ふるさと振興部が公表した「岩手県鉱工業生産指数」によると、令和2年を100とした岩手県の年平均鉱工業生産指数は、令和5年が121.7、令和6年が123.3、令和7年が131.1となっています。

岩手県ふるさと振興部が公表した「岩手県の景況」によりますと、令和8年3月・4月の指標を中心とした判断及び令和8年4月・5月の指標を中心とした判断は、いずれも「県内景気は、緩やかに持ち直しの動きが続いている。」との判断が示されています。

財務省東北財務局盛岡財務事務所が令和8年4月に公表した「岩手県内経済情勢報告」

によると、令和8年1月から3月期の企業の景況感は「全産業では、『下降』超に転じている。」、先行きは「全産業では8年4月から6月に『均衡』となり、8年7月から9月に「上昇」超となる見通しとなっている。」とあります。また、総括判断は「県内経済は、緩やかに持ち直しつつある」と示されています。なお、令和8年1月の「岩手県内経済情勢報告」による総括判断は、「県内経済は、一進一退の状況にある」となっております。

財務省東北財務局盛岡財務事務所が令和8年6月に公表した「法人企業景気予測調査 令和8年4月－6月期調査」によりますと、資本金1,000万円以上の法人企業の景況判断は、現状は「下降」超幅が縮小、先行きは8年7月から9月期に「下降」超幅が縮小し、8年10月から12月期に「上昇」超に転じる見通しで、令和8年度の売上高は増収見込み、経常利益は減益見込みとなっております。なお、令和8年1－3月期調査による景況判断は、現状は「下降」超に転じている、先行きは8年4月から6月に「均衡」となり、8年7月から9月に「上昇」超となる見通しとなっております。

岩手県の賃金推移についてでございます。厚生労働省が公表した「毎月勤労統計調査」によりますと、岩手県の年平均所定内給与は、事業所規模5人以上の調査産業計で、令和5年が223,365円、令和6年が233,462円、令和7年が233,551円となっています。また、事業所規模30人以上の調査産業計では、令和5年が235,998円、令和6年が241,607円、令和7年が245,140円となっています。

厚生労働省が公表した「賃金構造基本統計調査」によりますと、岩手県の一般労働者の所定内給与額（男女計、調査産業計）は、令和5年が259,600円、令和6年が267,000円、令和7年が275,000円となっています。

厚生労働省が公表しました「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」によりますと、全国の加重平均賃上げ率は、令和5年が3.60%、令和6年が5.33%、令和7年が5.52%となっており、連合が令和8年7月3日に公表した「2026春季生活闘争第7回集計結果」では、令和8年7月1日時点の賃上げ率は、加重平均で5.01%、300人未満の中小組合賃上げ率は4.69%となっています。

岩手県の生計費についてです。岩手県人事委員会が公表した「職員の給与等に関する報告及び勧告の附属資料」によりますと、盛岡市の標準生計費（4人世帯）は、令和4年4月が182,880円、令和5年4月が209,260円、令和6年4月が176,430円、令和7年4月が206,920円となっています。

岩手県ふるさと振興部が公表した令和2年を100とした「盛岡市消費者物価指数」によりますと、盛岡市の消費者物価総合指数は、令和5年の年平均が106.7、令和6年の年平均が111.0、令和7年の年平均が113.8となっており、令和8年に入ってから、1月115.1、2月114.6、3月115.7、4月116.0、5月116.4となっております。

岩手県最低賃金改正の必要性についてでございます。岩手県の最新の経済状況は、「県内景気は、緩やかに持ち直しの動きが続いている」、「緩やかに持ち直しつつある」、「現状は「下降」超幅が縮小、先行きは8年7月から9月期に「下降」超幅が縮小し、8年10月から12月期に「上昇」超に転じる見通し」などの判断が示され、前回調査と比

較して横ばいまたは上昇の判断が示されております。

岩手県の賃金推移について、令和5年から令和7年までの所定内給与額で見ると上向き傾向を示しており、また、民間主要企業の春季賃上げ率は全国加重平均で3.60%から5.52%に引上げが続いています。なお、令和8年においても5%前後の賃上げ率を示す動きが見られております。

岩手県の消費者物価指数について、令和2年を100とする消費者物価指数を見ると、令和5年の年平均が106.7、令和6年の年平均が111.0、令和7年の年平均が113.8と年々上昇しており、さらに令和8年5月の消費者物価指数は116.4と、令和7年平均と比較して2.6ポイント上昇しており、消費者物価の上昇が顕著となっております。

これら状況の変化から、現行の岩手県最低賃金を改正する必要があるものと判断させていただきました。以上でございます。

○齋藤会長

ありがとうございました。事務局からの説明についてご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

宗形委員どうぞ。

○宗形委員

ただいまのご説明ありがとうございました。改定の必要性については、社会情勢等も含めて理解しておるつもりでございますが、中小・小規模企業団体としての視点から意見を1つ述べたいと思います。

ただいまの必要性の説明の中に本県の経済状況に関する説明はありましたが、企業の支払い能力についての説明はございませんでした。このことについては、昨年度の審議会の中でも使側委員から同じ指摘をさせていただいておりまして、改善されなかったことは大変残念に思います。

また、本県の経済情勢に関する説明の根拠としている資料は、岩手県の景況、それから岩手県内経済情勢報告、法人企業景気予測調査の3種類については、調査対象1,000万円未満の企業が含まれておりません。県内における資本金1,000万円未満の企業は、企業数で約3分の2、従業員数で約3割を占めております。また、その他に従業員数を有する個人経営企業が5,000社以上ありまして、従業員数も2万人を大きく超えております。それらを含めると、調査対象となっている企業及び従業員の割合はさらに高まります。

以上のことから、説明があった資料が県内の経済情勢を的確に示しているとは言い切れず、また政府は賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現に向けた中小企業・小規模事業者の賃上げを推進している以上、小規模企業と特定の層の中小・小規模事業者が含まれていない調査をもって、企業の支払い能力の根拠とするのは非常に不適切であると考えます。以上です。

○齋藤会長

ありがとうございます。ただいま宗形委員から、諮問の背景あるいは必要性についての説明の中で、中小・小規模事業者のいわゆる支払い能力の部分についての説明が足りないのではないか、資本金1,000万円未満の企業あるいは小規模事業者についての説明が

不足していたのではないか、というような話しがございました。これについて、事務局からコメントありましたらお願いします。

○事務局 賃金室長

ただいまご指摘のありました賃金支払能力に関する資料でございますが、昨年度の審議の中でもいろいろなご意見をいただいていることは十分承知しております。中央最低賃金審議会の審議も始まっておりますが、各種資料が中央最低賃金審議会でも出されております。また、都道府県別の資料等につきましても、可能な限り厚生労働省でも対応してまいりたいと述べておりますし、私ども事務局でも必要な資料というものがどういふものがあるのかということも、委員の皆様にご相談させていただきながら対応できるところは対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは、そのほかございましたらお願いします。

小笠原委員どうぞ。

○小笠原委員

中小企業団体中央会の小笠原でございます。必要性について事務局からペーパーを読み上げていただきましたが、こういった重要なものであれば、むしろ資料を配っていただいた方がいいのではないのかという気がいたしました。例えば県内景気のご説明とかあったのですが、いつの時点のデータを捉えてそのような判断をされているのか。我々のほうでも、5月・6月と会員企業や会員組合の総会に出ているのですが、意見を聞いていると「持ち直し」とか程遠いような言葉が使われているなという印象がありましたし、あと消費者物価指数についてお話されていたのですが、私の前任からは企業物価指数もあるのではないのかといったお話をさせていただいていると思いますが、この辺りも、先ほど宗形委員からのご発言にもありましたとおり、少し残念だなという気がいたします。

やはり議論するのであれば、説明資料をお配りしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○齋藤会長

ただいまの質問は、重要な説明でありますので、資料は配った上で説明してもらうようにしたらいのではないのかということと、この説明資料についてはいつの時点の資料を取り入れているのかというようなことだったと思いますが、事務局でコメントありましたらお願いします。

○事務局 賃金室長

先ほどご説明しました各種指標でございますが、なるべく直近のデータを集めてご説明させていただいたところでございます。説明の資料につきましては、事務局で検討して配付できれば配付させていただきたいと思っております。

○小笠原委員

都合のいいところだけ取られているような印象を持ってしまうので、ぜひ配付をお願いします。

○事務局 賃金室長

はい、承知しました。

○齋藤会長

それでは、検討の上で、その方向で対応できればよろしいのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤田委員どうぞ。

○藤田委員

岩手県経営者協会の藤田でございます。関連しての質問と申しますか確認ですが、小笠原委員が指摘した、今説明のあった最低賃金改正の必要性のペーパーは、私の記憶が正しければ例年配っていると私は考えておるのですが、なぜ今回配らなかったのか、その理由をお聞かせください。また、配っていないというのであれば結構です。

○齋藤会長

例年配っていたのではないかとということです。

○事務局 賃金室長

大変申し訳ございません。例年配っていたところ失念しておりましたので、審議会が終わりましたらすぐ配付させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○齋藤会長

後でペーパーをお配りするということでございますので、ご了承願います。

藤田委員どうぞ。

○藤田委員

確認というか、お聞かせ願いたいのですけれども、この諮問文ですが、この諮問文の本文の言い回し等は去年と同じものなのか違うのか。違うとすると、どこが違うのかをその理由も併せて説明してください。

また、2点目、この本文なるものは全国の各都道府県での諮問文は基本同じなのか、それともその地域、各都道府県の権限で本文の諮問文を変えていいものなのかも併せてお聞かせ願います。

○齋藤会長

ただいまの質問2つだったと思いますが、諮問文について昨年と同じかどうか、違うとすればどこが違うのか、他県と比べてどうなのかということでございましたが、事務局お願いします。

○事務局 賃金室長

他局の諮問文につきましては把握しておりませんが、基本的には中央最低賃金審議会の諮問文に倣って作成しております。6月26日に中央最低賃金審議会に厚生労働大臣から諮問させていただいております。昨年までですと、いわゆる骨太方針等に配意したという言葉が入っていましたが、今回は入っておりません。まだ新たな骨太方針が成長戦略会議で議論されている状況でございますので、盛り込まれていないという状況でございます。岩手の諮問文につきましても、中央最低賃金審議会の諮問文に倣って示すよう例年厚生労働省から指示が出ておりますので、そのような形で今回お示しさせていた

だいたところでございます。

○齋藤会長

藤田委員どうぞ。

○藤田委員

この諮問文については非常に重要なセンテンスというかワードが入っていて、「地域における実情を考慮し」ということも入っていて、これ最低賃金法の趣旨からすれば、私はそのとおりだと思って、これは極めて重要なワードだと思います。昨年はこの言葉は入っていなかったのですか、その骨太の方針に配慮してというセンテンス以外は同じ、それとも昨年も「地域における実情を考慮し」という言葉が入っていたのか教えてください。

○齋藤会長

ありがとうございます。よろしいですか、「地域における実情を考慮し」という文言についてですが、いかがでしょうか。

○事務局 賃金室長

申し訳ございませんが、少々確認の時間をいただきたいと思います。

○齋藤会長

確認をさせていただきたいということですので、少し後にいたしまして、そのほかご質問等ございましたらお願いします。

(委員から「なし」の声)

○齋藤会長

では、今の藤田委員の質問の答えを少しお待ちしたいと思います。

○齋藤会長

それでは、事務局よろしければお願いします。

○事務局 賃金室長

大変お待たせしました。

昨年度の諮問文にも「地域における実情を考慮し」という言葉は入っております。昨年度と違うのは、いわゆる骨太方針の部分を削除しているというところでございます。

○齋藤会長

よろしいですね。ありがとうございました。それでは、諮問についての説明は以上とさせていただきます。

それでは、岩手地方最低賃金審議会は、岩手労働局長から「岩手県最低賃金の改正決定について」諮問をお受けいたしましたので、今後、岩手県最低賃金改正に係る審議が開始されます。それに伴う手続等について事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

説明させていただきます。最低賃金法第25条第5項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」と規定されており、本審議会閉会后に、そのための公示手続を行います。

机上配付資料として配布しました「参考人意見書」を御覧いただきたいと思います。

参考人意見書は労働者用と使用者用の2種類ございます。様式は従来のものでございますが、使用者用の意見書様式3の(1)でございますが、賃金の現状に関する項目のうち「時給に換算して、何円未満の労働者が占める割合」という欄がございます。最低賃金近傍の労働者の割合を参考までに示すための項目でございますが、昨年度は最低賃金額952円のところ、審議会でのご意見を踏まえまして「960円未満」とさせていただいておりました。今年度は現行最低賃金額1,031円でございますので、1,031円を踏まえまして「1,040円」未満にしたいと思います。以上でございます。

○齋藤会長

事務局の手續等に関する説明について、ご質問等がありましたらご発言をお願いいたします。

まず、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取については、法律上行うもので、意見聴取の要否について審議するものではございません。その上で、事務局から使用者用参考人意見書様式の3の(1)の賃金の現状に関する欄の金額について、本年度は1,040円未満としたいということでございますが、労使のご意見をお伺いしたいと思います。

まず、使用者側はいかがでございましょうか。藤田委員お願いします。

○藤田委員

特にございません。

○齋藤会長

それでは、労働者側佐々木委員お願いします。

○佐々木委員

特段問題はないかと思っているところです。

○齋藤会長

ありがとうございます。それでは、労使ともにこの1,040円で異論はないということでございますので、参考人意見書の賃金の現状に関する欄の金額については、1,040円未満の割合について記載いただくことといたします。

事務局は、本審議会終了後、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示手續に入ってください。

(2) 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

○齋藤会長

次の議題に入ります。議題(2)「岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 賃金室長

ご説明する内容として2点ございます。

まず、1点目でございます。専門部会の設置についてご説明いたします。最低賃金法第25条第2項では「最低賃金審議会は最低賃金の改正等について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と定めております。

最低賃金審議会令第6条第1項では「審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする」と定められており、専門部会は公労使各3人の合計9人で構成されることになります。専門部会委員の任命につきまして最低賃金審議会令第6条第4項で「関係労働組合又は関係使用者団体に候補者の推薦を求めなければならない」と定められており、相当期間を定めて推薦公示を行うこととなります。

1点目は以上でございます。

○齋藤会長

ありがとうございます。事務局の専門部会設置の説明について、ご質問等がありましたらご発言をお願いいたします。この専門部会の設置については、法律上当然に設置されるものでありますので、設置の可否について審議するものではございませんが、特に何かご質問がありましたらお伺いしたいと思います。よろしいですね。

(委員から「なし」の声)

○齋藤会長

それでは、事務局は本審議会終了後、速やかに専門部会委員の推薦公示手続に入ってください。次の説明をお願いいたします。

○事務局 賃金室長

2点目のご説明をいたします。

最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてご説明いたします。最低賃金審議会令第6条第5項では「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されております。

この条項を適用するためには、あらかじめ審議会で取り決めをしておく必要がありますが、岩手地方最低賃金審議会では今までこの条項を適用したことはございません。今年度も同様の取扱いとしてよろしいか、岩手地方最低賃金審議会の方針をお伺いしたいと思います。

○齋藤会長

事務局から最低賃金審議会令第6条第5項を適用するか否かについて、岩手地方最低賃金審議会の方針が求められましたので、委員の皆様のご意見をお伺いいたします。最低賃金審議会令第6条第5項を適用いたしますと、手続を簡略化することができますけれども、最低賃金の改正という重要な事項を決定するものですから、これまで当審議会におきましては、この条項を適用したことはございません。これにつきましては、これまでどおりとすることによろしいですか。

(委員から「はい」の声)

○齋藤会長

それでは、異議がないようでございますので、岩手地方最低賃金審議会は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用をしないことといたします。

(3) その他

○齋藤会長

次の議題に入ります。議題（３）「その他」ですが、初めに事務局から何か用意している議題はありますか。

○事務局 賃金室長

事務局から３点ございます。

１点目でございますが、６月２４日に行いました実地視察についてです。実地視察概要は、第３回審議会で配付させていただきますが、詳細内容のご報告は第１回専門部会で行いたいと思います。なお、対象事業場の最低賃金など内部情報が記載される資料となりますので、非公開資料となります。１点目は以上でございます。

○齋藤会長

実地視察概要につきましては、第３回審議会で各委員に概要を配付の上、第１回専門部会において詳細が報告されるということです。これについてはよろしいですね。

（委員から「はい」の声）

事務局は続けてください。

○事務局 賃金室長

２点目をご説明させていただきます。令和８年６月２３日に中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会におきまして取りまとめられました「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」についてご報告させていただきます。

資料№２「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」を御覧ください。こちらは、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会におきまして、令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点等について審議され、取りまとめられたものでございます。時間の都合上、要旨をご報告させていただきたいと思います。

令和７年度の地域別最低賃金については、全国加重平均で１,１２１円、引上げ額は６６円となり、過去最大の引上げ額となりました。また、３９道府県で目安額を上回る答申が行われ、そのうち１１県では目安額を１０円以上上回る引上げとなりました。さらに、発効日についても１１月以降を発効日とする地域が２７府県、令和８年１月以降を発効日とする地域が６県となりました。

こうした令和７年度の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会の全員協議会は、主に２つの事項について課題と対応方針の整理を行うこととしましたとあります。１つ目は、近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについてです。最低賃金法第９条第２項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」と規定されており、法定３要素のデータに基づく審議が原則であり、令和５年の全員協議会報告においても法定３要素のデータに基づき、労使が丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られたとあります。

一方で、令和７年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行

うために、審議日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避意識の中で高い引上げ額となったのではないかと指摘や、全員協議会では目安額への大幅な上乗せが今後も続くのであれば、目安制度自体の在り方を議論する必要があるのではないかと意見もあった一方、審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特殊事情があったのではないかと意見も出されたとあります。

これに対する対応方針としまして、まず今後も法定3要素のデータに基づく議論という基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきとあります。また、近隣県等との金額のみの比較や最下位を避けたいという動機から地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきとあります。さらに、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきであること。一部で見られた審議日程延期についても、仮に他地域の審議結果のみをもって最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素に基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要であり、特に前年度、例年以上の引上げを行った場合には翌年度の審議でその影響等を公労使委員間で確認した上で審議を行うべきことや、総合指標など様々な指標を活用することは地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だが、各種指標を活用する場合であっても可能な限り最新のデータを用いて法定3要素それぞれを確認すべきで、他地域との比較を行う上では当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきだとあります。

また、中央最低賃金審議会で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があり、厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとするとあります。

岩手労働局事務局としましては、これまでも各種指標の最新データをできる限り審議会の中でご用意させていただいたところですが、新たな資料や利用可能なデータにつきまして、厚生労働省に確認しますとともに、委員の皆様にご相談させていただきながら情報提供に努めてまいりたいと考えております。

続いて、2つ目の論点である発効日についてでございます。令和7年度は、引上げ額だけでなく、発効日についても各地方最低賃金審議会で議論が行われ、その結果、指定日発効が増加し、発効日に大きなばらつきが生じ、特に中央最低賃金審議会の目安額に10円以上上乗せを行った11県では、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られたとあります。その結果、発効日は10月1日から翌年3月31日まで幅広く分散し、地域間の発効日に大きなばらつきが生じ、これについて最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで労使双方の予見可能性を損なうおそれがあること、発効日の在り方や留意

すべき点、発効日の決め方などについて、地方から一定の目安を示してほしいなどの意見が聞かれたことなどから、中央最低賃金審議会として、地方最低賃金審議会に対し方向性や考慮要素をある程度明確に示すべきではないかなどの課題認識について整理されております。

また、発効日の後ろ倒しの背景と影響について、特に越年発効となった背景や影響などについて、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人状況や厚生労働省の委託調査概要などにより取りまとめられております。

続きまして、全員協議会における議論について、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関して、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引換えに発効日を後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見。法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り、公労使で十分議論した上で決定することを明確にすべきという意見、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは最低賃金法本来の趣旨をゆがめるおそれがあり、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいなどの意見があった一方で、事業者の予想を上回る高い引上げ額の中で発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって賃金原資の確保などの観点から一定の意義があったという意見、発効日のばらつきが直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があったなどの意見もあったとあります。

こうした議論の内容を踏まえまして、対応方針がまとめられております。1つ目は、発効日は最低賃金法第14条第2項に基づくものであり、指定日発効とする場合にはその必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で十分に議論して決定することとあります。

2つ目は、発効日については、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではないというものです。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害などの地域事情について、公労使委員間で十分議論をした上で判断することとあります。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、賃金原資の確保や給与規程の見直しなどに要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を公益委員見解等でできる限り明らかに示した上で決定すべきことが示されています。

3つ目ですが、指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で翌年度の審議を行うべきとあります。

続きまして、その他としてランク区分の見直しやEU指令についての考え方については、今後も全員協議会において議論を続けるとあり、最後に最低賃金審議会は、地方最低賃金審議会に対し令和8年度以降、地域の実態と乖離した引上げ、発効日の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。ランク区分の見直しやEU指令についての考え方について、全員協議会で引き続き議論することで合意したと記載されております。

岩手労働局事務局としましては、昨年度の引上げ額や指定日発効の影響を把握分析を行い、情報提供させていただくなど審議に必要な資料データについて随時委員の皆様にご相談させていただきながら専門部会及び審議会での議論が尽くされる審議運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

ご報告は以上となります。

○齋藤会長

それでは、ただいまの事務局の報告についてご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。

藤田委員どうぞ。

○藤田委員

確認ですが、今ご説明いただいた中央最低賃金審議会での論点と考え方の整理は、中央最低賃金審議会から地方に対して、あくまでも要望ということの記述が9ページの5に「今後の取組について」の丸の1つ目に書いてあるのですが、このとおりの要望といういわゆる拘束力があるものではないという認識で審議に臨むという考え方でいいですねという確認でございます。

○齋藤会長

ただいまの質問は、ここで取りまとめられている9ページの部分ですね、中央最低賃金審議会ですとまとめられ、厚生労働本省で整理したものだと思いますが、これについては要望ということでよろしいのかということでございますが、事務局お願いします。

○事務局 賃金室長

諮問文にも「地域における実情を考慮し」という表現をさせていただいております。地域の実情を考慮し、いわゆる法定3要素に基づくご審議をいただくということは変わりないと思いますので、ご審議いただくのに十分な資料をご相談させていただきながら準備させていただき、審議を尽くしていただけるよう事務局としても努力してまいりたいと考えております。

○労働局長

補足させていただきます。今の藤田委員のご質問に対するお答えとしましては、中央最低賃金審議会と地方最低賃金審議会はそれぞれ独立しておりますので、拘束するというよりは要望すると書いてあるとおり、地方最低賃金審議会ですと明らかに独立した審議をするという意味でございますので、完全に拘束されるということはありません。その点は補足させていただきます。

○齋藤会長

よろしいですね。ありがとうございました。そのほかございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

これにつきましては、先ほどもありましたように中央と地方などの立場によっても捉え方が異なる部分もあるかと思いますが、対応方針の中で今後対応が必要な部分もございます。例えば発効日の影響だとか、あるいは引上げ額の影響だとか、この辺りも議論しながら審議を行うべきだという記述もありましたので、先ほど事務局からもそうい

った対応をしまいたいというお話もありましたので、参考にしまいたいと考えております。

それでは、3点目について事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長補佐

3点目について、前回の審議会以降、岩手地方最低賃金審議会宛てに最低賃金に関する意見書が提出されておりますので、ご報告させていただきます。

資料№3「最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を御覧ください。岩手弁護士会会長から、宛先は岩手地方最低賃金審議会になっております。時間の都合上、要旨をご報告させていただきます。

岩手弁護士会は、最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実現を求めています。声明では、物価高騰が続く中、現在の岩手県最低賃金1,031円では、労働者の生活の安定を十分に保障できず、最低生活費の調査結果からも、さらなる引上げが必要であると指摘しております。また、岩手県と都市部との最低賃金格差はなお大きく、生活費に大きな地域差がないことから、地域別最低賃金制度の合理性は乏しいとして、全国一律質低賃金制度への転換を求めています。あわせて中小企業が賃上げに対応できるよう価格転嫁の促進や社会保険料負担の軽減など支援策の充実を求めるとともに、最低賃金決定後の発効時期の先延ばしは避けるべきとしております。以上を踏まえ、中央最低賃金審議会及び岩手地方最低賃金審議会に対し、最低賃金の大幅引上げを答申するよう要請する内容となっております。

以上でございます。

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様から何かあればご発言をお願いいたします。

(委員から「なし」の声)

何もないければ、これで議事を終了し本日の審議会は閉会とします。